

役員等の定年に関する 規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人札幌西法人会（以下「本会」という）の役員等の退任等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第 2 条 この規程は、本会の次の役員等について適用する。

- (1) 理 事
- (2) 監 事
- (3) 専務理事及び常務理事（以下、「専務理事等」という。）

(退任基準年齢)

第 3 条 理事及び監事（専務理事等は除く）の退任基準年齢は、満 7 5 歳とする。
2 専務理事等の退任基準年齢は、満 7 0 歳とする。

(退任基準年齢の判定日)

第 4 条 役員等の改選が行われる年の 3 月 3 1 日とする。
2 専務理事等については、満 7 0 歳に達した月末とする。

(任期中の取扱い)

第 5 条 役員等（専務理事等を除く）が任期中に第 3 条第 1 項に定める退任基準年齢に達した場合は、その任期満了まで在任するものとする。
2 専務理事及び常務理事が任期中に第 3 条第 2 項に定める退任基準年齢に達した場合は、直近の通常総会まで在任するものとする。

(改 廃)

第 6 条 この規程を改廃する場合は、理事会の決議を経て行うものとする。

附 則

- 1 この規程は、公益認定を受け移行の登記をした日から施行する。
- 2 この規程は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。